

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：平成30年4月1日から 平成33年3月31日までの3年間

2 内 容：

目標1 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

【対策】平成30年4月～ 母性健康管理についての情報収集を行い、制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する

目標2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

【対策】平成30年4月～ 相談窓口の設置について検討
相談窓口の設置について職員への周知

目標3 子どもを育てる職員が利用できる保育所を確保し、職員へ周知を図る。

【対策】平成30年4月～ 企業主導型保育所について検討
企業主導型保育所と連携協定を提携する
企業主導型保育所について職員への周知

目標4 所定外労働を削減するため、フレックスタイム制が適用される対象職員を拡大する。

【対策】平成30年4月～ 対象職員について職員への周知

目標5 ワーク・ライフ・バランスの促進のため、「子ども参観日」を実施する。

【対策】平成30年4月～ 「子ども参観日」の実施内容や実施時期について検討
「子ども参観日」を実施する

目標6 若年者に対するインターンシップ等の就業体験の機会を提供する。

【対策】平成30年4月～ インターンシップに関する情報収集を行い、受入体制を整える